

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年10月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地番地名 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇（地目 田） 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施行者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 建築基準法施行令第38条第3項の規定に基づく平成12年建設省告示第1347号（第一）に制定される地盤調査書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年11月2日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年12月20日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成27年12月25日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

〇〇施工に係る当該小規模木造住宅に別途設計費用を惜しまぬ建築主が、自身の生命、健康及び財産の保護を図る安全確保のための地盤調査を行わないなど考え難い。開示しない理由は根拠とならない。

(2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

イ 理由説明について

(ア) 第1段落については、理由説明のとおりである。

(イ) 第2段落については、おおむね理由説明のとおりである。

(ウ) 第3段落については、理由説明のとおりである。

(エ) 第4段落については、理由説明のとおりである。

i しかしながら、建築基準法施行細則（昭和25年12月奈良県規則第77号。以下「施行細則」という。）第2条第2項は、建築主事は、必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか必要な図書の提出を求めることができる」と規定する。

本件開示請求に係る建築確認（以下「本件建築確認」という。）を取得した開発（建築）行為は、平成27年10月8日付（高土第118号の6）行政文書不開示決定の3によれば都市計画法（昭和43年法律第100号）が規定する開発許可を受けていない。

本件建築確認を取得した開発（建築）行為は、平成28年2月1日付（高土第118号の19）行政文書不開示決定の1及び2によれば奈良県農家判定制度に基づく農家判定書を受けていない。

ii 本件建築確認を取得した開発（建築）行為は、農地転用手続及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項第2号（宅地の造成）並びに同項第1号（建築物の新築）が規定する市長の許可を受けることなく、生産緑地法第10条第1項が規定する行為制限解除を未済のまま本件建築確認を取得した。（分筆地解除日：平成〇〇年〇〇月〇〇日、元番地解除日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）

iii 理由説明書に詳述される地盤調査書により明確になる事実は、本件建築確認申請を取得した敷地である農地（稲作水田の地盤20センチメートル乃至30センチメートルの粘土質）上の2メートルを超える地上げ盛土である。

本件建築確認を取得した取得した敷地は、平成〇〇年夏頃に春日町〇〇丁目〇〇番地〇〇面積〇〇〇〇平方メートルの農地（稲作水田であったため地

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

施行令第38条第3項には、建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないと規定されており、平成12年建設省告示第1347号第一には、その国土交通大臣が定めた構造方法として、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度に応じた具体的な基礎の構造方法が定められている。

本件開示請求は、本件開示請求に係る建築確認申請（以下「本件建築確認申請」という。）の対象である建築物（以下「本件建築物」という。）について、施行令第38条第3項で規定された基礎の構造方法を決定するために行った地盤の調査結果を示す書類の開示を求めているものと思われる。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条は、建築物の建築確認申請及び建築確認について規定しており、本件建築物は都市計画区域内の木造二階建ての一戸建ての住宅で、延べ面積が500平方メートル以下、高さが13メートル以下、軒の高さが9メートル以下であるため第6条第1項第4号に該当するものであるが、建築士の設計に係るものであるため、平成26年6月4日法律第54号による改正前の建築基準法第6条の3第1項第3号により、平成19年3月16日政令第49号による改正前の施行令第13条の2に掲げる区分に応じ確認の特例が適用される。本件建築物は施行令第13条の2第3号に該当するものであるため、同号ロの規定により、施行令第38条第3項は、建築基準法第6条の、建築主が適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない建築基準関係規定から除外されており、建築主事による審査の対象ではないため、本件建築物の確認申請において、施行令第38条第3項に適合することを審査する図書については提出の必要がない。

また、本件建築確認申請に添付すべき図書については、平成15年3月10日国土交通省令第16号による改正前の建築基準法施行規則第1条の3の確認申請書の様式に関する規定のなかで定められているが、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物の確認申請書に添付すべき図書は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3表一（い）に掲げる附近見取図、配置図、各階平面図及び尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図等であり、建築物の基礎構造に係る書類は規定されていないため、提出する必要はない。

したがって、実施機関は、異議申立人が開示を求めている施行令第38条第3項の規定に基づく平成12年建設省告示第1347号（第一）に制定される地盤調査書を取得しておらず、文書は不存在である。

2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係

る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできない。また、建築主事が提出を求めることができる図書については、施行規則第1条の3に定められたもののほか、施行細則第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求める旨定められているが、建築主事が提出を求めることができるのは、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものに限られる。そして、建築確認においては、建築主事が現地調査を行う義務はなく、法令等で定められた図書に基づく審査で足りるものである。

なお、本件建築確認においては、建築主から完了届が提出されていないことから、完了検査を行っていないが、近隣住民からの指摘を受けて、平成27年7月17日及び同年12月17日に、実施機関が現地を確認したが、地盤が脆弱であるために建築物が沈下を起こしている状態ではなく、また、建築主からもそのような相談を受けていない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地番地名 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇（地目 田） 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施行者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 建築基準法施行令第38条第3項の規定に基づく平成12年建設省告示第1347号（第一）に制定される地盤調査書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、施行令第38条第3項に係るものであり、同項は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同項に適合して

いる必要がある。

同項の規定は、建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない旨を定めているが、本件建築確認申請時点の施行規則においては、都市計画区域内かつ防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建て住宅で、住宅の用途以外の用に供する部分の床面積の合計が、当該建築物ののべ床面積の2分の1以下のもの又は50平方メートル以下のもののうち、建築士が設計したものについては、施行令第38条第3項の適用が免除される旨規定されている。

実施機関の説明によると、本件建築物に係る建築計画は、施行規則の規定により、同項の規定の適用が免除されるとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、本件建築物に係る現場の状況から、地盤調査の必要性が高く、異議申立人が開示を求める文書が提出されているはずであるとの主張をしている。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

これらのことから、異議申立人が開示を求める文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 平成27年12月25日 | ・ 実施機関から諮問を受けた。 |
| 平成28年 1月20日 | ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。 |
| 平成28年 2月29日 | ・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。 |
| 平成29年 3月17日 (第205回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。 |
| 平成29年 4月21日 (第206回審査会) | ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成29年 7月20日 (第209回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 平成29年 8月24日 (第210回審査会) | ・ 答申案のとりまとめを行った。 |
| 平成29年 9月20日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|----------------------|--|---------|
| い ろ め よ し お 以呂免義雄 | 弁 護 士 | 会 長 代 理 |
| く ぼ ひ ろ こ 久保 博子 | 奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学) | |
| こ た に ま り 小谷 真理 | 同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法) | |
| の だ た か し 野田 崇 | 関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法) | 会 長 |
| ほ そ み み え こ 細見三英子 | 元 産 経 新 聞 社 記 者 | |